

お知らせ

平成29年11月14日
兵庫県警察信用組合

個人番号（マイナンバー）の預貯金口座付番に係る利用目的の変更（追加） について

兵庫県警察信用組合（以下「当組合」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、「個人番号」及び「個人番号をその内容に含む個人情報」の利用目的を以下のとおり変更（追加）いたしますので連絡します。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたしますので、申し添えます。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

■ 個人番号の利用目的

当組合は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報を以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑥ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- ⑦ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑧ 預貯金口座付番に関する事務

お願い

平成 30 年 1 月から、マイナンバーの預貯金口座付番が始まります。

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も、
マイナンバーの届出にご協力ください。

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

マイナンバーカード

または

通知カード

もしくは

住民票の写し

(マイナンバーあり)

+

運転免許証やパスポートなどの本人確認書類 ※

※ 顔写真つきのもの（運転免許証、パスポート、住基カードなど）であれば 1 点

顔写真なしのもの（健康保険証、住民票や年金手帳など）であれば 2 点

マイナンバーに関するお問合せ先

兵庫県警察信用組合 総務部

加入電話 (078) 351-7867

警電 6952